

高砂市空き店舗等活用支援事業補助金



市内の空き店舗等を活用して事業を開始する
新規出店者に対して補助金を交付します！

空き店舗等とは？

市域に所在し、全部又は一部が店舗又は事務所等として事業の用に供されていた建築物のうち、建築基準法、都市計画法その他関係法令に違反しておらず、現に使用がされていないものをいいます。

なお、空き家バンクに登録していることを条件としません。



対象経費	補助内容	補助率	補助限度額	補助要件
店舗賃借料	建物に係る賃借料(敷金、礼金、保証金、管理費等を除く。)	2分の1	合計 100万円	営業開始日の属する月から1年間
店舗改装費	・当該空き店舗等の改装工事、ファサード整備に係る経費 ・設計が必要な場合はその経費	2分の1		市内に主たる事業所を有する者に工事を請け負わせる場合に限る。
広告宣伝費	空き店舗等に新規出店する際の広告宣伝に要する経費(ウェブサイト開設費、印刷費、広告掲載料等)	3分の2		新規出店前後2箇月以内の期間に要した経費に限る。

申請期間

令和6年5月7日(火)～随時受付

※ただし、予算額に達成次第、申請受付を終了いたしますのでご注意ください。

申請方法

必要書類の記入のうえ、産業振興課窓口まで提出

◆ ◆ ◆ お問 合 せ 先 ◆ ◆ ◆

▶ 高砂市役所 生活環境部 環境経済室 産業振興課 商工労働係

▶ 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1-1

▶ 電話:079-443-9030

Fax:079-443-1102 E-mail:tact2930@city.takasago.lg.jp

▶ 申請書類は、[市ホームページ](#)よりダウンロードしてください。ホームページはこちらから⇒



市内の空き店舗等を新たに購入又は賃借して新規出店する者及び空き店舗等の改装工事等を行い、新規出店する中小事業者（ただし法人の場合市内に主たる事務所又は事業所を有すること。）であって、次のすべての要件を満たす者

補助対象者

- (1) 飲食店、小売業、生活関連サービス業のいずれかを営むこと。
- (2) 風俗営業、公序良俗の反する営業又は宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする営業でないこと。
- (3) 月に16日以上かつ1日のうち午前11時から午後2時までの3時間又は午後6時から午後9時までの3時間を含む時間帯に営業すること。
- (4) すでに空き店舗活用支援事業補助金の交付を受けたことのない空き店舗等であること。
- (5) 既に市内において営んでいる店舗を移転しようとするものでないこと。
- (6) 賃借する空き家店舗等を他の者に転貸して業務を行うものでないこと。
- (7) 当該空き店舗等を事務所、倉庫等として利用する事業でないこと。
- (8) 出店後2年以上継続して営業する意思があること。
- (9) 許認可等が必要な場合に、その許認可等を有し、又は開業までに有する見込みがあること。
- (10) 市税を滞納していないこと。
- (11) 空き店舗の所有者と親族関係又は生計を一にする者でないこと。
- (12) 空き店舗等の所有者が法人の場合、法人の役員、その役員の親族、又は従業員等ではないこと。
- (13) 空き店舗等の所有者が法人で、かつ本補助金の申請者が別の法人である場合で、各法の代表者が親族関係又は生計を一にする関係でないこと。
- (14) 暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (15) 空き店舗等の所有者と売買契約または賃貸借契約の締結が確実に見込まれること。
- (16) 活用しようとする空き店舗等が商店街等にある場合は、商店連盟協同組合等の商工団体等の代表者から出店の同意を得ていること。
- (17) 高砂商工会議所による推薦を受けていること。

補助対象外
となる経費

- ・敷金
- ・礼金
- ・保証金
- ・共益費
- ・消費税
- ・商品及び備品の購入費
- ・ウェブサイト運営費
- ・その他上記に類するもの

その他
注意事項

- 1 空き店舗の活用に当たっては、都計法、建築基準法、農地法その他の関係法令を遵守すること。
- 2 空き店舗を所有者以外の者が改修を行う場合は、補助金の交付の申請をする前に、次に掲げる事項について明確にすること。
 - (1) 2年以上の賃借期間の確保
 - (2) 改修に対する所有者の同意
 - (3) 買取請求権の放棄